

情報提供

那医発第 551 号
令和 4 年 12 月 27 日

施設長 各位

那覇市医師会
会 長 友利 博朗
担当理事 長嶺 勝



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会を通じて「令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）への御協力依頼について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。

☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

.....記.....

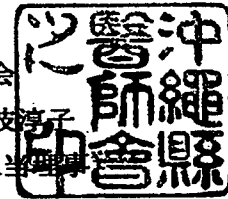
冲医発第 1447 号 F
令和 4 年 12 月 26 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会

理事 涌波 淳子

（介護保険担当理事）



令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）への御協力依頼について

今般、日本医師会から標記文書の発出がありましたのでご連絡致します。

厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された「介護職員処遇改善支援補助金」及び「介護職員ベースアップ等支援加算」の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に「令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）」を実施致しております。

本通知は、より多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたい旨の協力依頼となっております。

調査実施時期は令和 4 年 12 月であり、調査対象の各施設・事業所へ郵送にて調査票が発送されております。

対象施設におかれましては、ご多忙の折大変恐縮では御座いますが、是非、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただきますとともに、貴管下関係医療機関等への周知方につきご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

・ 令和 4 年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）への御協力依頼について
（令和 4 年 12 月 14 日 日医発第 1783 号（介護））

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：宮城、平良
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1783 号(介護)

令和 4 年 12 月 14 日

都道府県医師会
介護保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江澤 和彦
(公印省略)

令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)への御協力依頼について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)により多くの介護サービス施設・事業所のご協力をいただきたいとのことで、厚生労働省より本会宛に調査協力の依頼がありました。

厚生労働省では、介護サービス施設・事業所における介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定のための基礎資料を得ることを目的に「令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)」を実施するとのことです。

調査客体は層化無作為に抽出され、また、調査実施時期は令和 4 年 12 月であり、厚生労働省から調査対象の各施設・事業所へ 12 月中旬をメドに郵送にて調査票(依頼文)が発送され、調査票が届かない施設・事業所におかれましては、今回の本調査への対象ではないとのことです。

現在、介護サービス施設・事業所におかれましては、新型コロナウイルス感染症への対応にご多忙のことを重々承知しております。当会といたしましては、介護従事者処遇状況の実情把握に資するものとして、今後の審議会等において活用される重要な調査であることから、現場で働く方々の負担とならない可能な範囲でご協力賜りたく考えております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、郡市区医師会および会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

(添付資料)

- 令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)へのご協力依頼について
(令和 4 年 12 月 8 日 老発 1208 第 1 号 厚生労働省老健局長 通知)
- 令和 4 年度介護事業実態調査(介護従事者処遇状況等調査)の実施について

令和4年度介護事業実態調査（介護従事者処遇状況等調査）の実施について

1 調査の目的

本調査は、介護従事者の処遇の状況及び介護職員処遇改善加算の影響等の評価を行うとともに、介護報酬の改定のための基礎資料を得ることを目的とする。

2 調査時期及び公表時期

(1) 調査時期

令和4年12月

(2) 公表時期

社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会における結果の公表は、令和5年4月頃を予定。その後、介護給付費分科会に報告。

3 調査対象等

(1) 調査対象

介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院、訪問介護事業所、通所介護事業所（地域密着型通所介護事業所を含む）、通所リハビリテーション事業所、特定施設入居者生活介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所及び認知症対応型共同生活介護事業所並びに当該施設・事業所に在籍する介護従事者等

(2) 抽出方法

層化無作為抽出法により抽出

(3) 抽出率

別表参照

(4) 調査項目

i 施設・事業所票

新型コロナウイルス感染症の影響、介護従事者の給与等の引上げの状況、介護職員処遇改善加算の届出状況、介護職員等特定処遇改善加算の届出状況、介護職員処遇改善支援補助金の届出等の状況、介護職員等ベースアップ等支援加算の届出等の状況 等

ii 従事者票

介護従事者の給与等の状況（基本給の額、手当の額、一時金の額等） 等

施設・事業所の方へのご案内：介護従事者処遇状況等調査へのご協力をお願いいたします。

介護従事者処遇状況等調査は、介護従事者の処遇の状況並びに今般創設された介護職員処遇改善支援補助金及び介護職員等ベースアップ等支援加算の影響等の評価を行うとともに、今後の処遇改善や介護報酬改定等を検討するための基礎資料として、厚生労働省が実施する統計調査（統計法に基づく一般統計調査）です。

調査票が届いた施設・事業所におかれましては、本調査の重要性を十分にご理解いただき、調査へのご協力の程よろしくをお願いいたします。

なお、調査への回答に当たっては、インターネット（<https://r4-shogu.kaigo-survey.net/>）又は郵送でのご回答をお願いいたします。

Q&Aや記入要領は、
スマホ・タブレット
からもご覧いただけます。

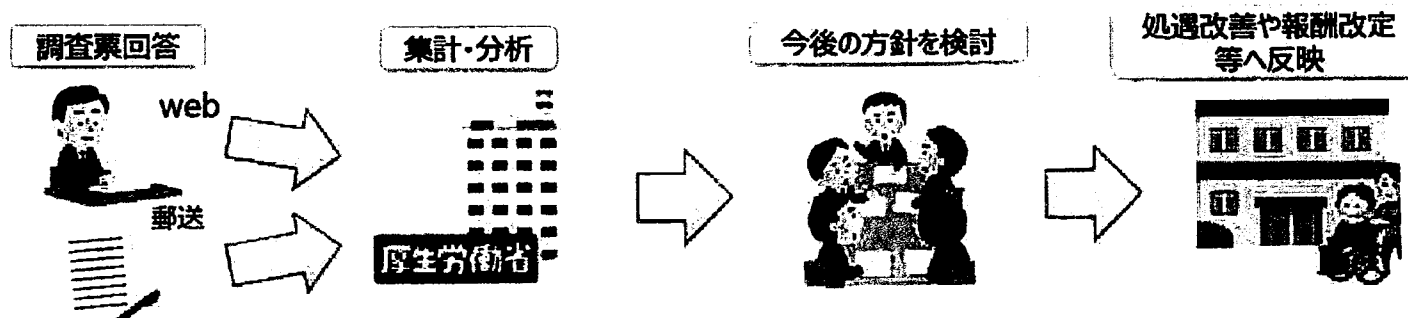


【提出期限】：インターネットによる回答は令和5年1月31日（火）

紙での回答は令和5年1月24日（火）

※郵送はインターネットによる回答と比べ、締切が1週間早いのでご注意ください。

ご回答いただいた調査内容は、今後の処遇改善や介護報酬改定等の検討に活用



※ 統計法第41条により、ご回答いただいた調査報告の秘密は厳守され、行政上の経営管理や税務調査といった、統計以外の目的に使用することはありません。